

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	総合市民体育館使用の許可の変更		
根拠法令及び条項	蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例施行規則第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成9年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（即日～15日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月21日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例施行規則第6条

(利用の許可の変更等)

第6条 利用権利者が許可に係る事項を変更しようとするときは、速やかに様式第1号の蓮田市総合市民体育館利用（変更）許可申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用権利者が利用の許可の取消しをしようとするときは、速やかに様式第4号の蓮田市総合市民体育館利用取消申出書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 第1項の許可は様式第3号の蓮田市総合市民体育館利用（変更）許可書を、前項の許可は様式第5号の蓮田市総合市民体育館利用取消許可書を交付して行うものとする。